

## 4 要介護認定適正化事業について

### 1. 要介護認定適正化事業(要介護認定適正化事業実施要綱より抜粋)

#### ① 目的

介護保険制度における要介護認定及び要支援認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われるべきところであるが、要介護認定の状況については、地域格差が生じている等の指摘を受けているところである。

このため、認定調査及び介護認定審査会の運営の現場において、要介護認定に精通した者(認定適正化専門員)による技術的助言等を行うことにより、要介護認定等の適正な審査判定を徹底し、要介護認定等の適正化を図ることを目的とする。

#### ② 実施主体

実施主体は、厚生労働省とし、当該事業に係る事務は老健局老人保健課において行うものとする。

### 2. 実施概要

審査判定方法等について、外部からの客観的評価を各合議体へフィードバックすることにより、審査判定方法の向上と合議体間の格差平準化を図るために、認定適正化専門員の派遣を要請した。

平成19年12月28日	認定適正化専門員の派遣要請
平成20年 1月24日	認定適正化専門員の派遣決定
平成20年 2月27・28日	適正化事業実施
	( 28日 事務局ヒアリング ⇒ 合議体傍聴 ⇒ 審査会委員ヒアリング )
	( 29日 講評・事務局ヒアリング )
平成20年 3月～7月	指摘事項から、フィードバック事項を選定
平成20年 7月10日	フィードバック項目について冊子にまとめ、全審査会委員へ配布。
平成20年 8月 1日	事業での指摘事項を踏まえ、審査方法の改善を開始。

### 3. 改善事項

#### ① 認定審査会

##### 審査に当たっての留意事項

テーマ	内容
不安定な状態の定義について	介護1相当の判定時に検証する「不安定な状態」の定義の再確認を行い、判定の公平性を確保する。
有効期間の審査について	自動的に設定されていた有効期間について、審査判定時に検証を行う。
日常生活自立度評価の取扱いについて	日常生活自立度の評価項目のみでの判定変更を原則不可とした。
自立項目を用いた軽度変更について	審査判定のルールについて再確認し、適正な理由による変更を目的とする。
変更理由の明確化	”

#### ② 事務局対応等

有効期間や基準時間を示した表を審査会委員の机上へ置き、有効期間や基準時間を意識して審査できるようにした。

事務局への改善事項として、調査票の記入方法が指摘されたが、これを受け、より審査時の参考となるよう、調査票特記事項の記述方法の改善(頻度と手間についての記入)について調査員に研修及び個別指導を行っている。

### 4. 効果等

数値等による客観的評価は現段階では実施できていないが、以下のような改善ができた。

- ・事務局として審査会委員への説明方法について、職員間での共通認識が図れた。
- ・調査員が以前に比べ、介護の手間・頻度等について詳しく記載するようになった。
- ・審査会における判定において、基準時間を意識する審査会委員が増えた。

### 5. その他

平準化を図るため、審査会構成委員を合議体間で組み替えている(H20.10から実施)